

令和5年第11回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和5年11月24日（金）
開 会 午後1時30分 閉 会 午後1時50分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員（10人）
①屋後 浩幸 ②岩城 一成 ④山上 克秀 ⑤長濱 恵司
⑥山本 泰夫 ⑧中村 武史 ⑨高田外喜子 ⑩梶田 幸雄
⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員（2人）
③徳島 伸精 ⑦松生 朋広
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員（6人）
⑬梶谷 武史 ⑭松岡 清司 ⑮村田 清二 ⑯大谷 辰伸
⑰川口 勝博 ⑳平内 義博
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（6人）
⑱悦永 秀雄 ⑲宮下 昇 ㉑濱名 猛 ㉒稲農 幹夫
㉓瀬戸 清明 ㉔石野 公章
- 7 事務局員 清水事務局長、奥次長、石端主事
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農用地利用集積計画について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (5) 農用地利用配分計画について
- 9 議事録署名委員 8番 中村委員 9番 高田委員
- 10 会議の結果
議案3件、報告2件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、1時半になりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
それでは、委員さんからの欠席届ですけれども、7番、松生委員から欠席される旨の連絡を受けております。また、3番、徳島委員におかれましては、少し遅れますので、よろしくお願いいたします。
ただいまの出席議員は10名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数を超えていますので、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
それでは、村会長からご挨拶をお願いします。
会 長 (挨拶)
事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の議件につきましてご案内します。
・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について

- ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第3号 農用地利用集積計画について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・報告第2号 農用地利用配分計画について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をよろしくお願いたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、8番 中村委員、9番 高田委員を指名します。よろしくお願いたします。

では、会議を始めます。

ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明します。

議案書2ページをご覧ください。

- ・整理番号1番の申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は67㎡です。

位置図は3ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、その他によるものです。

譲受人の申請事由も、その他によるもので、贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は、当該申請による3aです。

- ・続きまして、整理番号2番の申請地は〇〇町の田2筆で、面積は2,238㎡です。

位置図は4ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、その他によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、贈与による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による281aです。

- ・続きまして、整理番号3番の申請地は〇〇町の田3筆で、面積は6,263㎡です。

位置図は5ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、相手方の要望によるものです。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による11,356 a です。

・続きまして、整理番号4番の説明に入る前に、整理番号4番の田1筆については取下げになりましたので、修正よろしくお願ひします。

説明に移ります。

整理番号4番の申請地は〇〇町の畑3筆で、面積は568㎡です。

位置図は6ページと7ページをご覧ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲渡人の申請事由は、その他によるものです。

譲受人の申請事由も、その他によるもので、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は当該申請による40 a です。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 この土地は、〇〇さんの自宅のすぐ横に隣接しております。そして、この土地は、〇〇さんが20年以上前から管理しているようで、長野県の〇〇さんが今後も管理が困難だと、〇〇さんに贈与として受けてほしい旨、相談があって、〇〇さんがこれを受け入れたものです。

特に問題はないと思います。

議長 次は、整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員 〇〇さん、〇〇さん、両方納得済みで、理由として、〇〇さんは50年以上、県外にいて、50年以上前から〇〇さんが田んぼの管理をしているという形で、今の状態であります。

議長 ありがとうございます。

整理番号3番、〇〇委員さん。

担当委員 〇〇さんのほうで確認しましたが、高齢のため、もう田んぼはできないことから〇〇さんのほうに話がいきまして、売買が成立したということがあります。何も問題ありません。

議長 ありがとうございます。

整理番号4番、〇〇委員さん。

担当委員 1、2、4番は、譲渡人と譲受人がこれは了解したということを確認いたしております。ただ、3番の田のところは、まだお互いに話合いがまとまっていないということで、事務局も先ほど取り下げられましたということになりましたので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長 それぞれ担当委員さんにご異議なしということなので、何か委員の皆さん、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」であります。

・整理番号1番の申請地は〇〇町にあります畑2筆で、面積は557㎡です。位置図については、9ページをお願いいたします。

申請人につきましては議案書に記載のとおりです。

転用目的については、駐車場用地とするための申請であります。

申請地については、農振地域外で、準住居地域に指定された都市計画区域であることから、第3種農地と判断します。

・次に、整理番号2番の申請地につきましては、〇〇町の田1筆で、面積は42㎡になります。

位置図につきましては10ページをお願いいたします。

申請人につきましては議案書に記載のとおりです。

転用目的につきましては、自己住宅用地とするための申請であります。

申請地につきましては、農振地域内の農用地外にあり、一団の農地が10ha未満の第2種農地と判断いたします。

生産組合の同意を得ております。

説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

引き続き、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 この案件で疑問が一つ。〇〇町の〇〇がなぜ遠く離れた〇〇町に駐車場が必要なのかということ pensando、〇〇へ行ってきました。結果は、〇〇が〇〇を市の指定管理者制度で運営しているんだと。そこで保護者等の駐車場として確保したい。こういうことで双方が合意したとのことでした。特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

整理番号2番、事務局、お願いします。

事務局 担当の〇〇委員さんのほう、ご都合により欠席ということで、事務局から報告をさせていただきます。

この案件につきましては、特に問題はないということでご報告を受けております。

ただ、10ページのほうをご覧いただきたいんですが、右下のほうに写真を載せてあります。現況ということで、住宅の建っている部分に赤い線を引いてあります。現状については、もう既に住宅用地というふうになっておりまして、経緯としては、この敷地の中に田んぼの地籍があるというこ

とを認識せずに住宅として使っており、今回の申請の際に始末書のほうをつけて申請をいただいているところでもあります。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それぞれ担当委員さんにご異議なしということなのですが、何か委員の皆様、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 異議がなければ、原案のとおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案のとおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農用地利用集積計画について」ご説明します。

議案書13ページをご覧ください。

利用権設定の概要です。

今回は田107筆、畑7筆の設定があり、合計面積は287,279㎡です。

権利設定期間別に見ますと、田については5年が28筆、10年以上が79筆、畑については10年以上が7筆の権利設定となっております。

申請件数は、貸手農家が46件、借手農家が11件となります。

各筆明細の一覧は、議案書14ページから19ページに記載しております。

申請件数は46件で、新規設定が74筆、再設定が40筆となっております。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がございました。何か、この報告についてご意見ございませんか。「議案第3号」について、何かご意見があれば、よろしく申し上げます。

全委員 なし。

議長 なければ、原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第3号」は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。

議案書20ページをご覧ください。

解約される農地は19筆で、面積は27,400㎡です。

対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

- 議 長 ただいま「報告第1号」について、事務局より説明がありました。これについて何かご意見ございませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 「報告第1号」について、ご意見がなければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 では、「報告第1号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。次に、「報告第2号 農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 「報告第2号 農用地利用配分計画について」ご説明します。
議案書22ページをご覧ください。
今回の報告は、中間管理機構から通知されたもので、田2筆の受け手の報告がありました。
22ページは、耕作者の権利が再度移転したものを記載しております。対象地及び受け手は議案書に記載のとおりです。
事務局からの説明は以上です。
- 議 長 ありがとうございます。
ただいま「報告第2号」について事務局より説明が終わりました。これについて何かご意見ございませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 「報告第2号」について、ご意見がなければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 では、異議なしと認め、「報告第2号」は、報告のとおり承認することに決定いたします。
以上で本日の議案審議が全て終了しました。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人